

## 背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



## 目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

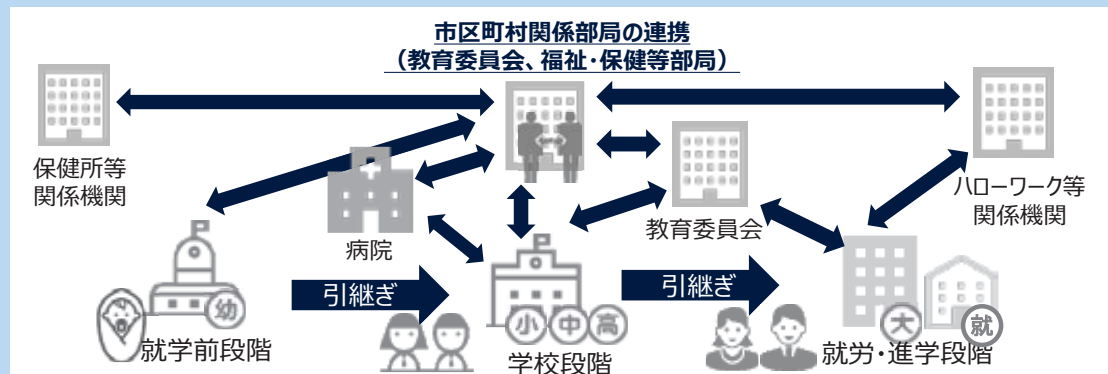
- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)
- ◇補助率 1/3

## Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

### 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組みの整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- ・上記取組における普及啓発

17



## Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



### ② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

# 医療的ケアのための看護師配置事業 (切れ目ない支援体制整備充実事業)

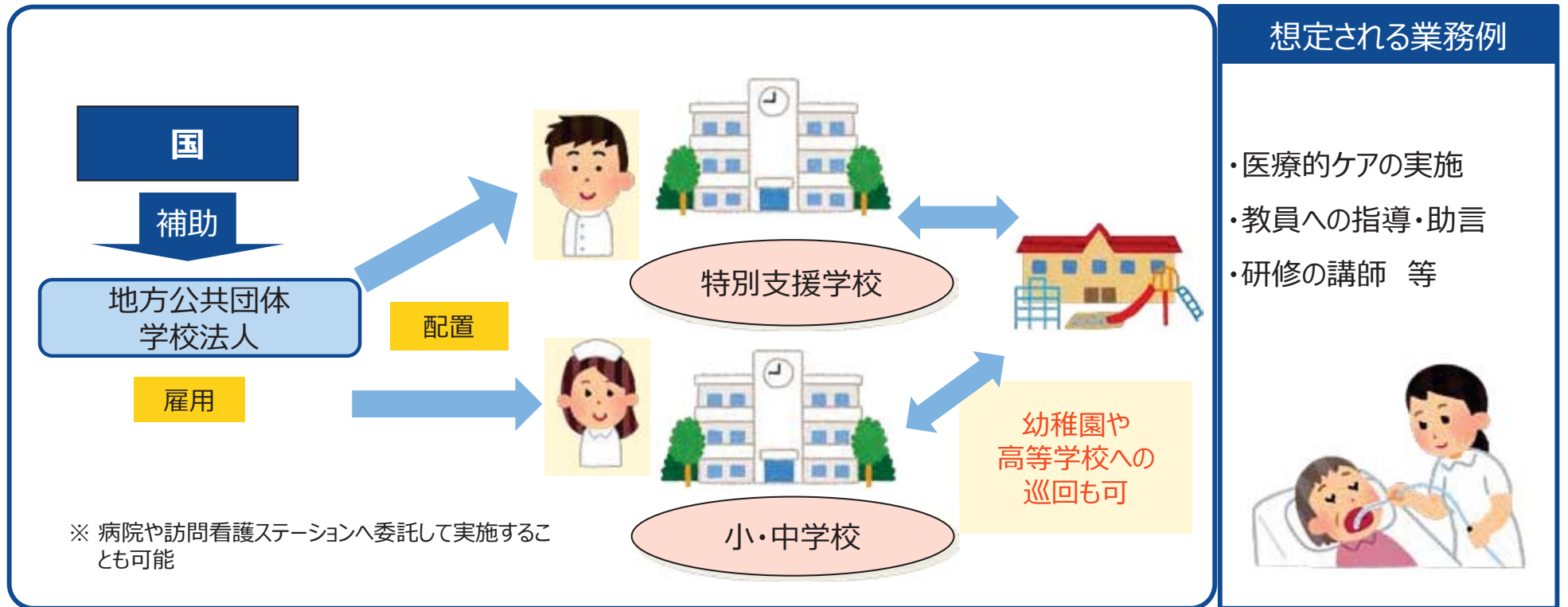
2019年度予算額 1,796百万円の内数  
(前年度予算額 1,600百万円の内数)



## 概要

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等行う。

18



## 補助金概要

- ◇補助率：1 / 3
- ◇配置人数：1,800人（平成 30年度：1,500人）
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

文部科学省

補助

都道府県・市区町村  
学校法人  
(私立特別支援学校等)

## 地域の医療機関との連携の下、医療的ケアの体制を構築した例（愛知県刈谷市）

刈谷市教育委員会と地域の病院（医療法人豊田会刈谷豊田総合病院）が協定を結び、市立刈谷特別支援学校における医療的ケアの体制（出向による看護師の配置や指導医の委嘱など）を構築

### （1）出向による看護師の配置

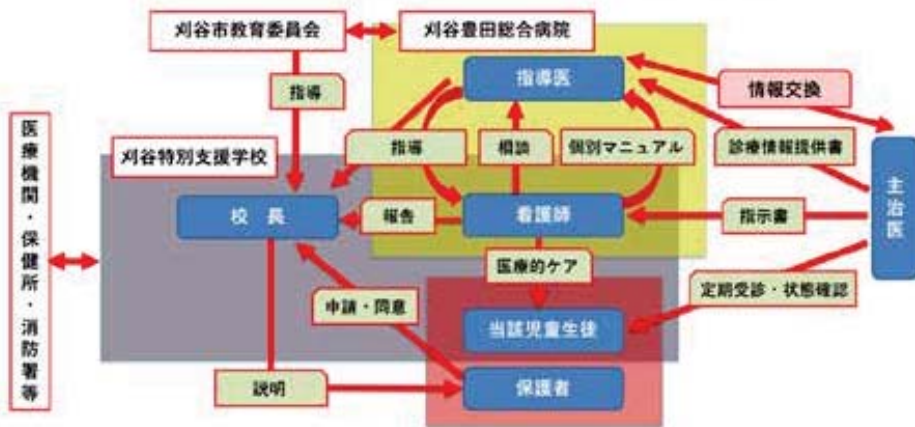
⇒ 医ケア児 11名(H30)に対して、3名の看護師（管理職1名、常勤1名、非常勤1名）が出向

### （2）医療的ケア指導医と主治医、学校の連携

⇒ 指導医が勤務する病院と、看護師の出向元の病院が同じであることから、保護者が医療的ケアの申請に当たって、指導医の受診をする際、医療的ケアを行うことになる看護師が同席可能。

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。

刈谷特別支援学校における医療的ケア実施体制図



### 刈谷市における申請手続きの流れ

- ①保護者への事前説明（学校）
- ②指示書を添えて校長に申請（保護者）
- ③指導医への受診（保護者）
- ④個別マニュアルの作成（学校・看護師）
- ⑤校内委員会で協議（校長）
- ⑥実施の可否決定の保護者への通知（校長）
- ⑦校長への同意書の提出（保護者）
- ⑧医療的ケアの実施

### 【学校における医療的ケアに関する基本的な考え方】

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）19

# 教育・福祉の連携・協力推進協議会

## 趣旨

教育再生実行会議第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（平成29年6月1日）の中では、教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築の必要性について提言されている。

これを踏まえ、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が行われるよう、文部科学省及び厚生労働省の関係局課が連携・協力し、教育・福祉・保健等の現場の関係者との意見交換等を通じて、具体的な課題を把握するとともに、効果的な施策の策定をはじめ必要な取組を進めていくための検討を行う場として、「教育・福祉の連携・協力推進協議会」を設置する。

## 協議会の下に置くワーキンググループ

- ・ 放課後の子どもの居場所づくり
- ・ 家庭教育支援と子育て支援の連携強化
- ・ 貧困家庭等の子どもの学習支援
- ・ 困難を抱えた家庭等への対応に関する学校と福祉関係部局の連携
- ・ 母子保健等と学校保健の連携強化
- ・ 障害を持った児童生徒に対する支援
- ・ 医療的ケア児への支援における多分野の連携強化